

(平成 21 年 3 月 30 日公布)

西宮市規則第 6 1 号

## 西宮市参画と協働の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西宮市参画と協働の推進に関する条例(平成 20 年西宮市条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(意見提出手続)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する意見提出手続により意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を市の機関に提出しなければならない。

(1) 市の機関が公表した素案の名称

(2) 市の機関が公表した素案に対する意見

(3) 氏名、住所、年齢、職業その他市の機関が必要と認める事項

(4) 市民以外のものにあつては、次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める事項

ア 市内の事務所又は事業所に勤務する者 当該事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 市内の学校に在学する者 当該学校の名称及び所在地

ウ 市内で活動し、又は事業を営む団体 当該団体の名称、所在地及び市内での活動又は事業の内容

2 前項に規定する書面の提出方法は、次に定めるところによるものとする。

(1) 市の機関が指定する場所への持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信

(2) 市の機関が指定する送信先への電子メールの送信

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更は、総事業費が 10 億円以上の公共事業(災害復旧事業等を除く。)に係る計画等の策定及び変更をいう。

(政策提案手続による提案)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により政策の立案、実施等を提案しようとする者は、政策

提案書（様式第1号）及び政策提案者署名簿（様式第2号）に市の機関が必要と認める書類を添えて市の機関に提出しなければならない。

（政策公募手続による提案）

第5条 条例第9条第1項に規定する政策公募手続により政策の立案、実施等を提案しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を市の機関に提出しなければならない。

- （1）市の機関が政策公募手続を行った政策の名称
- （2）市の機関が政策公募手続を行った政策に対する案
- （3）氏名、住所、年齢、職業その他市の機関が必要と認める事項
- （4）市民以外のものにあつては、次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ定める事項
  - ア 市内の事務所又は事業所に勤務する者 当該事務所又は事業所の名称及び所在地
  - イ 市内の学校に在学する者 当該学校の名称及び所在地
  - ウ 市内で活動し、又は事業を営む団体 当該団体の名称、所在地及び市内での活動又は事業の内容

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する書面の提出方法について準用する。

（協働事業提案手続による提案）

第6条 条例第15条第1項の規定により協働して取り組む事業（以下「協働事業」という。）を提案しようとするものは、協働事業提案書（様式第3号）に市の機関が必要と認める書類を添えて市の機関に提出しなければならない。この場合において、提案しようとするものが団体であるときは、提案団体等の概要書（様式第4号）を添付しなければならない。

2 次に掲げる事業については、協働事業として提案することができない。

- （1）営利を目的とする事業
- （2）政治活動を目的とする事業
- （3）宗教活動を目的とする事業
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの統制下にあるものが行う事業
- （5）その他市の機関が協働事業として行うことが不適切であると認める事業

（検証方法）

第7条 条例第18条第1項の規定による検証を行うため、評価委員会を設置する。

( 組織 )

第 8 条 評価委員会は、次に掲げる事項について検証するものとする。

( 1 ) 条例第 8 条第 3 項に規定する政策提案手続における意見交換の実施状況

( 2 ) 市の機関が行った参画と協働の取組状況

2 評価委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任し、それぞれ当該各号に定める数を上限とする。

( 1 ) 市民 3 人

( 2 ) 市内で活動を行う団体に属する者 3 人

( 3 ) 学識経験者 4 人

4 評価委員会に、会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

( 任期 )

第 9 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員 ( 前条第 3 項第 1 号に掲げる区分により選任された委員を除く。 ) は、2 回を限度として再任することができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 会議 )

第 10 条 評価委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、市長が招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( その他 )

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

西宮市長様

住所	〒
氏名	
連絡先	電話 ( ) Fax 又は E-mail

### 政策提案書

西宮市参画と協働の推進に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり提案します。

政策の名称	
政策の概要	
政策の目的	
政策による効果	
政策の区分 該当するものに 印をつけてくださ い。	1 市の憲章、宣言等の策定及び変更（条例第6条第1項第1号） 2 市政の基本的な計画等の策定及び変更（条例第6条第1項第2号） 3 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃（条例第6条第1項第3号）

提案する政策の内容及び説明資料は、A4用紙に記入し、この様式に添付してください（様式は問いません。）。

## 政策提案者署名簿

- 1 提案する政策の名称( )  
2 提案者

番号	氏名	住所	年齢	職業等	備考
		西宮市			

## 【備考】

- ・ 提案代表者もこの名簿に必要事項を記載してください。
- ・ 氏名は自署してください。ただし、身体に障害等があり自署することができない場合は、代筆を行うことができます。この場合、備考欄に代筆者の氏名及び住所を記載してください。

西宮市長様

氏名又は名称	
住所地 又は 所在地	〒
連絡先	電話 ( ) Fax 又は E-mail
代表者氏名 (団体である場合)	

### 協働事業提案書

西宮市参画と協働の推進に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり提案します。

提案事業の名称			
提案事業の分野（該当の分野1つだけに をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、主なものに をしてください。）			
保健・医療・福祉	地域安全	経済活動	
学校教育・社会教育	人権擁護・平和	消費者の保護	
まちづくり	国際交流・国際協力	市民活動支援	
文化・芸術・スポーツ	男女共同参画	その他 ( )	
環境	子育て		
防災	情報化社会		
提案事業の概要  詳細については、別添に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。			
事業の実施予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日	

別 添（提案事業の詳細）

1 提案事業の名称	
2 提案事業の目的	
3 地域課題及び社会的課題の緊急性及び重要性 (市民ニーズを含む。)	
4 課題解決の手法及びその先進性又は独創性	1. 課題解決の手法  2. 手法の先進性又は独創性
5 役割分担	1. 提案者の役割  2. 市に期待する役割  3. 関係課等の名称

<p>6 協働の必要性等</p>	<p>1.協働の必要性</p> <p>2.協働事業の利点・見込まれる効果</p>
<p>7 提案事業の実施体制</p>	
<p>8 事業スケジュール</p>	
<p>9 全体事業費・年度別事業費</p>	
<p>10 地域団体及び他の団体との連携</p>	

(記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけわかりやすく具体的に記述してください。)  
 ただし、この用紙はA4用紙で5ページ以内で記述願います。

